

# ちょこっと通信

H28. 2月号

VOL. 045

青木厚二郎税理士事務所

いつもお世話になります。

皆様節分は豆まきをされたでしょうか？節分といえば鬼がでてきますが、息子が通っている保育所では毎年お面を作ります。今年は、あお鬼でかわいらしい顔になっていました。私がお鬼のお面を見たのは翌朝でしたので、朝の団欒に一役買ってくれました。今月もよろしく願いたします。



青木が感銘を受けた

先人の言葉

昨日の私に  
負けたく  
ない

荒川静香（プロフィギュアスケーター）  
名言・座右の銘より

～夢～

夢のある者には、希望がある。  
希望がある者には、目標がある。  
目標がある者には、計画がある。  
計画がある者には、行動がある。  
行動がある者には、実績がある。  
実績がある者には、反省がある。  
反省がある者には、進歩がある。  
進歩がある者には、夢がある。

～元気手帳2より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【岐阜県商工会広報に掲載されました】

岐阜県商工会連合会の発行する商工 News1月号に瑞穂市青年部連合会理事として、瑞穂市商工会の活動内容や税理士事務所としての思いを書かせて頂きました。いろいろな方から声をかけていただきました。

このような記事を載せていただいたことに感謝したいです。



## 知っとこ！「税務のママ知識」

### ～NISA とジュニア NISA～

最近テレビ等で見かけるジュニア NISA ですが、そもそも NISA ってなんだろうと思っている中村が調べてみました。

NISA とは“株や投資信託などの運用益や配当金を一定額非課税にする制度”です。そのためには専用の口座を開設しなければなりません。平成 35 年までの 10 年間で毎年 120 万円の非課税枠が追加されます。非課税の期間はそれぞれ最大 5 年間です。

具体例をつかってみます。

平成 28 年に A 社に 120 万円投資します。5 年後株価が上がり、資産は 150 万円になりました。もうけは 30 万円です。通常所得税は約 20%なので約 6 万円納税しなければいけないところ NISA 口座で取引すると 0 円になります。

非課税期間は 5 年なので、5 年後、もし A 社を継続しようとする 120 万円を超える資産は他口座に移ります。

NISA では毎年 120 万円ずつ非課税枠が増え、最大 600 万円まで投資することができるので、今度は平成 29 年に B 社に 120 万円投資し、平成 30 年に C 社に 120 万投資することができます。

これはあくまで成功例ですが・・・

ポイントとしては、NISA は売買すると非課税枠を再利用することができないため、長期投資に向いているという事、ジュニア NISA は 0～19 歳まで年間 80 万円まで利用できます。

## 事務所あれこれ日記

### ★シクラメン★

冬の花の代表でもあるシクラメンをいただきました。年末から春先まで長く花を咲かせるようです。熱さに弱いようなので事務所の寒い所を選んで置いてあります。今華やかに咲いているこの花を、また来年咲かせられるといいなと思っています。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com